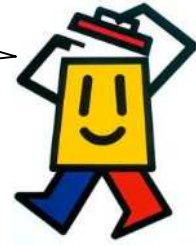
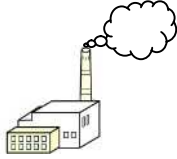


事業者の皆さんへ



りーくるくん

事業系一般廃棄物は
事業者の責任で
適切な処理をしましょう。



【家庭ごみのステーションに出すことは禁止されています。】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条

(事業者の責務)

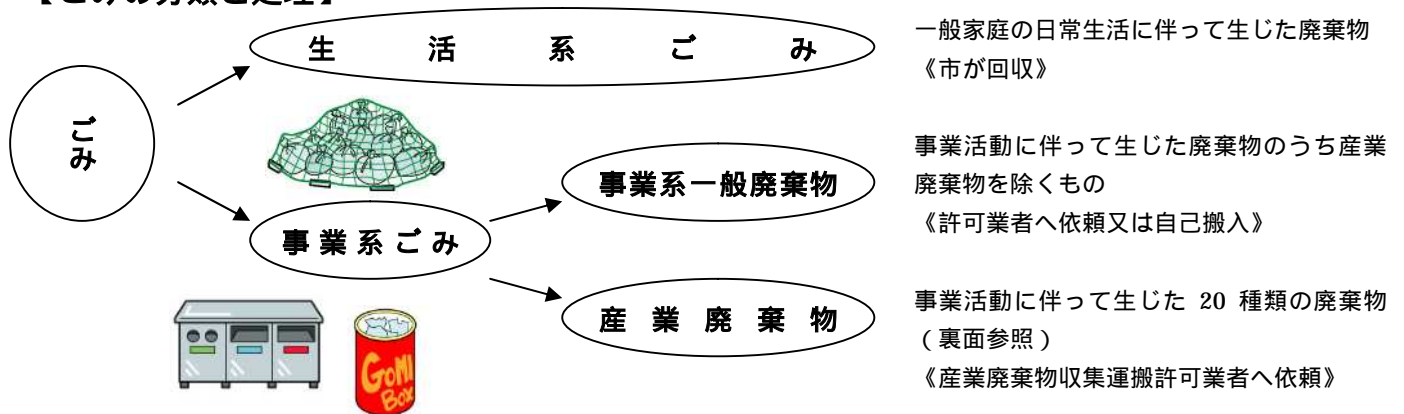
事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

【事業者とは】

規模の大小、営利を目的として事業を営むものに限らず、公共公益事業も含めたあらゆる事業活動を営むものです。

(例) 会社・工場・事務所・商店・飲食店・神社・寺院・理美容店・病院・薬局・福祉施設など。

【ごみの分類と処理】



西宮市では「西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第12条第1項により要件を満たす事業者を特定事業者とし減量化等計画書の提出及び廃棄物管理責任者の選任の提出を義務付けています。

【特定事業者とは】

500㎡以上の小売店舗を事業の用に供する事業者
延べ床面積が3,000㎡以上の建築物を事業の用に供する事業者
その他市長が指定した多量排出業者

【減量化等計画書の提出】

事業活動に伴って生じた一般廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する計画書(減量化等計画書)を毎年提出しなければなりません。

【廃棄物管理責任者の選任】

事業活動に伴って生じた一般廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する業務を行わせるために、廃棄物管理責任者を選任し届け出なければなりません。

一般廃棄物に関するお問い合わせは 西宮市美化企画グループ ☎(0798)35-8653

<http://www.nishi.or.jp>

平成24年2月現在

産業廃棄物の種類と具体的な例

平成 24 年 2 月現在

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1)燃え殻	石炭がら、コークス灰、重油灰、廃活性炭（不純物が混在すること等により泥状のものは汚泥）、産業廃棄物の焼却残灰、炉内掃出物、煙道等に付着したすす等 集じん装置で捕集したもの、「ばいじん」として扱う
	(2)汚泥	メッキ汚泥、工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造行程で生じる泥状物、ベントナイト汚泥等の建設汚泥、生コン残さ、下水道汚泥、製紙スラッジ、余剰汚泥、中和汚泥、塩水マッド、ケイ藻土かす、凝集沈殿汚泥、炭酸カルシウムかす、クリーニング汚泥、廃イオン交換樹脂（重金属類の無害化処理をしていないもの）
	(3)廃油	廃潤滑油、廃洗浄油、廃切削油、廃燃料油、廃食用油、廃溶剤（シンナー、アルコール類）、タールピッチ類
	(4)廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃塩化鉄、廃有機酸、写真定着廃液、酸洗浄工程その他の酸性廃液、エッチング廃液
	(5)廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程その他のアルカリ性廃液、金属せっけん廃液
	(6)廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど固形状の合成高分子系化合物、塗装かす（固形状のもの）、廃イオン交換樹脂（重金属類を無害化処理したもの）、廃タイヤ、フィルムシート、接着剤かす
	(7)ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムくずは廃プラスチック類）
	(8)金属くず	切削くず、研磨くず、空缶、スクラップ
	(9)ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製品くず、空ビン、ガラス粉、破損ガラス、シボレックスかす 解体工事等により発生するコンクリート片は「がれき類」に該当
	(10)鉱さい	鋳物廃砂、スラグ、ノロ、ボタ、不良鉱石、フラックスかす
	(11)がれき類	工作物の新築、改装又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（コンクリート・アスファルトの破片等）
(12)ばいじん（ダスト類）	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設（乾式、湿式）によって捕集したもの	
排出する業種が限定されるもの	(13)紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改装又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ・紙又は紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの）、出版業（印刷出版を行うもの）、製本業、印刷物加工業より排出される紙、板紙等のくず
	(14)木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改装又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業より排出される木材片、おがくず、パグ類
	(15)繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改装又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）より排出される木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16)動植物性残さ	食品製造業、医薬品製造業、香料製造業 原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（醸造かす、発酵かす、ぬか、ふすま、パンくず、おから、コーヒかす、その他の製造くず、原料かす） 卸小売業、飲食店等から排出される食品くず、厨芥類は、事業系の一般廃棄物となる。
	(17)動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18)動物のふん尿	畜産農業より排出される牛、豚等のふん尿
	(19)動物の死体	畜産農業より排出される牛、豚等の死体
	(20)処分するために処理したもの（政令第 2 条第 13 号廃棄物）	(1)～(19)に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固化物等）

注）「混合物」：『液状の廃合成塗料は廃油と廃プラスチック類の混合物』と定義されるように、廃棄物によっては、単一の種類の産業廃棄物として分類できず、いくつかの種類の産業廃棄物の混合物とされるものもある。